◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.317　（2021年度No.37）**　 　2021/11/26

食の行政情報ならびに食中毒情報及びコロナ関係通知をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆

**次回は「ヒカゲシビレタケ」**

|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)**事業経過等　+東京都関係**
 | **2** |
| **2**[**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係) | **2-5** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **5-6** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **6-12** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **12-15** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)**細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他****各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **15-30** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

11月19日　かわら版316号・かわら版ニュース＆トピックス188号を発行。

11月19日　ニュースレター№220号を発行。

11月26日　かわら版317号・かわら版ニュース＆トピックス189号を発行。

**新型コロナウイルス情報はホームページに移行しました**

**今後は行政情報については毎日　コロナの発生率については週一回の更新になります**

**行政情報については　今までより少し情報提供が早くなります**

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**■***NEW***第109回ILO総会（第２部）の開催　2021/11/25**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22371.html>

**■***NEW***2021年11月24日　薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）　議事要旨　2021/11/24**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22386.html>

**■***NEW***第９回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）の概況　2021/11/24**

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/seinen22/index.html>

**■***NEW***第16回中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）の概況　2021/11/24**

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/chukou21/index.html>

**■***NEW***令和３年度第２回化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　資料　2021/11/24**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22342.html>

**■***NEW***令和４年１月１日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます　2021/11/19**

　【改正のポイント】

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して１年６か月」になります。

・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して１年６か月に達する日まで対象となります。

・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

この改正は、令和４年１月１日から施行されます。

・令和３年12月31日時点で、支給開始日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金（令和２年７月２日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

『令和４年１月１日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000857062.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22308.html>

**■***NEW***疾病・障害認定審査会 (感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会)　審議結果　2021/11/19**

審議結果

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000857105.pdf>

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22156.html>

**■「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（アルベンダゾール等９品目）の残留基準の改正等）に関する御意見の募集について　2021/11/12**

**R3.11.12～R3.12.11**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/kodomo/syoku-anzen/public.html>

**■第２６回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　2021/11/15**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00014.html>

**■令和３年度第１回化学物質のリスク評価検討会（ばく露評価小検討会）資料　2021/11/15**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22212.html>

**■体外診断用医薬品自主回収のお知らせ（クラスII）**

**(販売名：クイックナビ™－ＣＯＶＩＤ１９　Ａｇ)　2021/11/15**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22220.html>

　本日、新潟県より、別添のとおり、デンカ株式会社が下記の体外診断用医薬品（抗原簡易キット）の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

　本製品については、11月８日より15分で判定する製品の一部ロットを対象に自主回収が行われていますが、デンカ株式会社が継続的な調査を実施したところ、８分で判定する製品についても、一部ロットにおいて時間の経過とともに偽陽性率が高まる兆候が確認されたため、以下の製品まで対象を拡大し自主回収が行われるものです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

一般的名称： SARSコロナウイルス抗原キット

販売名： クイックナビTM-COVID19 Ag

回収対象数量： 91,700箱（917,000個）

出荷時期： 2021年７月５日～2021年８月３日

新潟県及びデンカ株式会社報道発表資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000854799.pdf>

**■第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）　資料　2021/11/12**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00034.html>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１２６３報）　2021/11/24**

**１　自治体の検査結果**

**※ 基準値超過　1件**

**No. 27　　群馬県産　　クリタケ　　　　　（Cs：190 Bq/kg）　みどり市**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22127.html>

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１２６２報）　2021/11/17**

**１　自治体の検査結果**

**※ 基準値超過　２件**

**No. 1　　長野県産　　ハナイグチ 　　　 （Cs：120 Bq/kg）　軽井沢町**

**No. 49　　宮城県産　　マツタケ　　 　　 （Cs：290 Bq/kg）　気仙沼市**

**２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果**

**※ 基準値超過　３件**

**No. 9　　岩手県産　　クロカワ　　　　　　　（Cs：160 Bq/kg）　盛岡市**

**No. 10　　岩手県産　　ムレオオフウセンタケ　（Cs：140 Bq/kg）　雫石町**

**No. 11　　産地不明　　コウタケ　　　　　　　（Cs：150 Bq/kg）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22039.html>

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.24/ 2021（2021.11.24）**

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202124m.pdf>

目次

**【世界保健機関（WHO）】**

1. 世界保健機関（WHO）の「食品安全のための世界戦略（案）（Draft WHO Global Strategy for Food Safety）」に関する一般意見募集の要約報告書

**【米国疾病予防管理センター（US CDC）】**

1. ベビーホウレンソウに関連して複数州にわたり発生している大腸菌 O157:H7 感染アウトブレイク（2021 年 11 月 15 日付初発情報）

2. タマネギに関連して複数州にわたり発生しているサルモネラ（ Salmonella Oranienburg）感染アウトブレイク（2021 年 11 月 16 日付更新情報）

3. スティックサラミに関連して複数州にわたり発生しているサルモネラ（Salmonella I 4,[5],12:i:-）感染アウトブレイク（2021 年 11 月 12 日付更新情報）

4. 加熱調理済み鶏肉に関連して複数州にわたり発生したリス テリア（ Listeria

monocytogenes）感染アウトブレイク（2021 年 9 月 10 日付最終更新）

**【カナダ公衆衛生局（PHAC）】**

1. 公衆衛生通知：カナダの複数州にわたり発生しているサルモネラ（Salmonella

Enteritidis）感染アウトブレイク（2021 年 11 月 12 日付初発情報）

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）】**

1. 基質特異性拡張型βラクタマーゼ（ESBL）・プラスミド性 AmpC 型βラクタマーゼ・カルバペネマーゼ産生性サルモネラの抗菌剤感受性試験および検出に関する第 4 回外部精度評価（2018 年）

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and

Feed）

**【Eurosurveillance】**

1. 全ゲノムシークエンシング（WGS）法を利用したカンピロバクター症サーベイランス：持続的な大規模アウトブレイクの検出（デンマーク、2019 年）

**【ProMED-mail】**

1. コレラ、下痢、赤痢最新情報（43）（42）（41）

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202124m.pdf>

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.24/ 2021（2021.11.24）**

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202124c.pdf>

**＜注目記事＞**

**【EFSA】 ゼラチン中のニトロフラン類とその代謝物の存在**

ゼラチン中から EU 規則の介入参照値を超えるセミカルバジド（SEM）が検出されたことを受けて、それが何に由来する可能性があるのか、欧州食品安全機関（EFSA）が既存の情報をもとに調査した。SEM はニトロフラン類の一つであるニトロフラゾンの代謝物として知られているが、入手可能な文献によると、その他の発生源もあることが報告されている。そのため、SEM を動物性食品におけるニトロフラゾンの違法使用を判定するためのマーカーとして利用できないことが示唆される。検出された SEM が何に由来するのか判定できるようにするには、より詳細な調査が必要である。

**＊ポイント：** ニトロフラン類を食料生産動物に使用することは禁じられており、その違法使用の確認試験では代謝物をマーカーとするのが一般的です。ただし SEM は他の発生源からも生成し、以前には瓶の蓋のプラスチックパッキンの発泡剤や小麦粉の改良材として当時使用されていたアゾジカルボンアミドが発生源として問題になったことがあります。今回のゼラチン中の SEM については、発生源として製造工程中の次亜塩素酸による殺菌処理か、成分の反応が有力視されていますが、明確な答えはでていないようです。

**【FSANZ】 新しい協力はオーストラリアのブランド食品データベースに関する作業開始を告げる**

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）は、国内で販売されているブランド食品と飲料品の情報を集約してオンラインで公開するデータベースの構築に向けて作業を開始した。目標は、2023 年までに、全国の小売店で販売されている包装食品及び飲料の 85％の情報をデータベースに登録することである。データとして、GTIN（Global Trade Item Number：商品識別コード）、製造業者、ブランド及び食品名、栄養成分表、記載成分、包装量と分量、及び表示されている場合は HSR（Health Star Rating）など、包装上のさまざまな情報が含まれる。データの公開は、提供者の許可を得た上で 2022 年後半に FSANZ のウェブサイトで実施される予定である。

**＊ポイント：** 国と業界が協力した壮大なプロジェクトです。消費者が十分な情報を得た上で購入する食品を選択できるようにすることが第一目的のようですが、食品摂取量データなど他のデータと組み合わせることで、色々と有効活用できると思います。他国でも同様のデータベースが作成されており、日本バージョンもできることを期待しています。

**【COT】マイクロプラスチック暴露によるリスクの可能性についてのサブ声明：経口ルート**

英国毒性委員会（COT）は、入手可能なデータに基づき、経口ルートによるマイクロ及びナノプラスチック（NMPs）への暴露によるヒトの潜在的なリスクについて、完全な評価を行うことはまだ不可能である、と結論した。この結論は他機関の結論と一致していることに注意すべきである。最も重要なデータギャップは、NMPs の分析法（適切な標準品とともに）と、ヒトに関連するトキシコキネティクス及び毒性の情報がないことである。

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202124c.pdf>

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第８40回）の開催について　2021/11/25**

**最近、発表が遅く、締め切りが早くなっております。参加をご希望の場合は、各自ご確認ください**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和3年11月30日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

３．議事

（１）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

　　　・「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネMON94100系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

　　　・「ナイカルバジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果につい

　　　て

　　　・「フェロシアン化カリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

　　　・動物用医薬品「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」に係る食品健康影響評価につい

　　　　て

　　　・動物用医薬品「ニタルソン」に係る食品健康影響評価について

（５）その他

４．動画視聴について：本会合の様子の動画視聴を希望される方は、11月29日（月）12時までに内閣府共通意見等登録システム（<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1176.html>にて、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを御登録いただきますようお願いいたします。視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに、視聴に必要なURLを、11月30日（火）12時までに御連絡いたします。なお、当日の資料につきましては、同日14時までに食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>）に掲載いたします。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■豚肉の低温調理「安全に美味しく食べ物を調理しよう」　2021/11/16**

<https://www.youtube.com/watch?v=kRQ0SZNQ_20>

**■「一緒に未来を考える~食品中の放射性物質~」の開催について　2021/11/16**

<https://www.fsc.go.jp/koukan/annai/annai20211116.html>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和3年10月23日から令和3年11月5日）2021/11/19**

[https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from\_year=2021&from\_month=10&from\_day=23&to=struct&to\_year=2021&to\_month=11&to\_day=5&max=100](https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=10&from_day=23&to=struct&to_year=2021&to_month=11&to_day=5&max=100%20)

**４．****[農水省関係](%E8%BE%B2%E6%B0%B4%E7%9C%81%E9%96%A2%E4%BF%82)**<https://www.maff.go.jp/>

**■***NEW***ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/24**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_4.html>

　　農林水産省は、令和3年11月23日（火曜日）にドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、ドイツ家畜衛生当局から国際獣疫事務局（OIE）に通報がありました。

2.対応

OIEへの通報を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月23日（火曜日）にノルトライン・ヴェストファーレン州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和3年10月25日（月曜日）、同国シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州での高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生を受け、ドイツ全土からの輸入を停止しています。

**■***NEW***ハンガリーからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/24**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_5.html>

　農林水産省は、令和3年11月23日（火曜日）にハンガリーのベーケーシュ県からの、同月24日（水曜日）にハイドゥー・ビハール県、サボルチ・サトマール・ベレグ県及びボルショド・アバウーイ・ゼンプレーン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ハンガリーのベーケーシュ県、ハイドゥー・ビハール県及びサボルチ・サトマール・ベレグ県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するボルショド・アバウーイ・ゼンプレーン県に及んだ旨、ハンガリー家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

ハンガリー家畜衛生当局の情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月23日（火曜日）にベーケーシュ県からの、同月24日（水曜日）にその他3県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入をそれぞれ一時停止しました。

**■***NEW***英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/24**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211124_3.html>

　　農林水産省は、11月22日（月曜日）に英国のカンブリア州、チェシャ―州、ノーフォーク州ドーセット州、ハンプシャー州及びレスターシャー州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のカンブリア州、チェシャ―州、ノーフォーク州、ドーセット州及びダービーシャー州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、並びに、同国ドーセット州及びダービーシャー州で確認された高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）に伴い設定された制限地域が隣接するハンプシャー州及びレスターシャー州に及ぶ旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

（参考）ダービーシャー州からの家きん肉等については、昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生により、従前より一時輸入停止措置をしています。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月22日（月曜日）にカンブリア州、チェシャ―州、ノーフォーク州、ドーセット州ハンプシャー州及びレスターシャー州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは、引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■***NEW***「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）第27回通常会合」の結果について　2021/11/24**

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/211124.html>

**■***NEW***オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について　2021/11/18**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211118.html>

　　農林水産省は、令和3年11月16日（火曜日）、オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

今般、オランダのユトレヒト州の家きん飼養施設において、新たに高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、オランダ家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

オランダ家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月16日（火曜日）、該当区域（※1）からの生きた家きん及び液卵の輸入を一時停止（※2）しました。

（※1）オランダ家畜衛生当局が定める家畜衛生単位20区域のうち、本発生が確認された第12番の区域。

（※2） 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

**■***NEW***ハンガリーからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/18**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211118_2.html>

　農林水産省は、令和3年11月18日（木曜日）、ハンガリーのバーチ・キシュクン県及びチョングラード・チャナード県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ハンガリーのバーチ・キシュクン県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するチョングラード・チャナード県に及んだ旨、ハンガリー家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

ハンガリー家畜衛生当局の情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月18日（木曜日）、これら2県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました。

**■兵庫県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/11/18**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211118_3.html>

　　兵庫県姫路市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）兵庫県姫路市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（11月17日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

　**■英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/17**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211117_19.html>

　　農林水産省は、11月12日（金曜日）に英国のエセックス州から、11月15日（月曜日）に同国のランカシャー州及びノースヨークシャー州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のエセックス州、ランカシャー州及びノースヨークシャー州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月12日（金曜日）にエセックス州から、令和3年11月15日（月曜日）にランカシャー州及びノースヨークシャー州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　2021/11/17**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211117.html>

本日、兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内4例目）されました。

これを受け、農林水産省は、本日9時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮影が可能です

1.農場の概要

農場所在地：兵庫県姫路市

飼養状況：採卵鶏（約15.5万羽）

2.経緯

（1）昨日（11月16日（火曜日））、兵庫県は、同県姫路市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（11月17日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

**■鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内3例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/11/16**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211116.html>

　　鹿児島県出水市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）鹿児島県出水市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（11月15日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

**■鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内2例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/11/15**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211115_22.html>

　　鹿児島県出水市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）鹿児島県出水市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（11月13日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内3例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2021/11/15**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211115.html>

　　本日（11月15日（月曜日））、鹿児島県出水市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内3例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフル防疫対策本部」を待ち回りで開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、今シーズン国内2例目（11月13日（土曜日））の高病原性鳥インフルエンザが発生した農場から半径3km以内に位置しています。

1.農場の概要

農場所在地：鹿児島県出水市

飼養状況：採卵鶏（約1.1万羽）

2.経緯

（1）鹿児島県は、昨日（11月14日（日曜日））、国内2例目の発生を受け、防疫指針に基づき、発生農場周辺の農場において検査を実施したところ、死亡鶏を確認するととともに、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査で陽性であることが判明。

（2）本日（11月15日（月曜日））、農研機構動物衛生研究部門（注）において、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

**■鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内2例目）について　2021/11/13**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211113.html>

　　本日（11月13日（土曜日））、鹿児島県出水市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内2例目）されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：鹿児島県出水市

飼養状況：採卵鶏(約3.9万羽）

2.経緯

（1）昨日（11月12日（金曜日））、鹿児島県は、同県出水市の農場から、異状（まとまって死亡）がみられるとの通報を受け、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（11月13日（土曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1.（1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、

（2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、

（3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等

 　　　必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2.移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4.政務を鹿児島県に派遣する等により、鹿児島県と緊密な連携を図る。

5.必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6.感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

7.鹿児島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

8.「疫学調査チーム」を派遣。

9.全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

**■ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/11/11**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211111_5.html>

　農林水産省は、令和3年11月9日（火曜日）、ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、ドイツ家畜衛生当局から国際獣疫事務局（OIE）に通報がありました。

2.対応

OIEへの通報を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年11月9日（火曜日）、メクレンブルク・フォアポンメルン州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和3年10月25日（月曜日）、同国シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州での高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生を受け、ドイツ全土からの輸入を停止しています。

**■秋田県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2021/11/11**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211111.html>

 　秋田県横手市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）秋田県横手市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（11月10日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**

<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■***NEW***ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故　2021/11/25**

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_021/>

マグネットボール、キューブ　誤飲すると非常に危険！小さな子に触らせない！（令和３年11

月25日）

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_021/assets/csic_cms101_211125_01.pdf>

**■***NEW***通信販売業者【株式会社BIZENTO】に対する行政処分について　2021/11/25**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026733/>

　詳細

東北経済産業局は、健康食品を販売する通信販売業者である株式会社BIZENTO(本店所在地:東京都渋谷区)(以下「ビゼント」といいます。)に対し、令和3年11月24日、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部(広告、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

併せて、ビゼントに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

また、東北経済産業局は、ビゼントの代表取締役 関口翔に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

通信販売業者【株式会社BIZENTO】に対する行政処分について

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_211125_01.pdf>

**■***NEW***株式会社シーズ・ラボに対する景品表示法に基づく措置命令について　2021/11/24**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026673/>

消費者庁は、本日、株式会社シーズ・ラボに対し、同社が供給する「4D」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

　株式会社シーズ・ラボに対する景品表示法に基づく措置命令について

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_211124_01.pdf>

**■***NEW***通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン(案)に関する意見募集につい**

**て　2021/11/24**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026648/>

**令和３年 11 月 24 日（水）から令和３年 12 月 23 日（木）まで**

**消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)に基づき特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に新設された第12条の6等の規定に係る考え方を示すため、消費者庁では、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン(案)」を策定することといたしましたところ、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。**

**お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本ガイドライン策定の参考とさせていただきます。**

**※本件は任意の意見募集となります。**

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms202_211124_01.pdf>

**■***NEW***写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度**

**のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事**

**業者に関する注意喚起　2021/11/19**

　詳細

令和3年6月以降、写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かるとする、いわゆる副業ビジネスを紹介するLINEメッセージなどをきっかけに、最初に7,000円程度のテキスト教材を購入させた後、電話勧誘により、著しく高額なサポートプランの契約を締結させられたという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

これらの相談に関し、消費者庁と札幌市が合同で調査を行ったところ、Lead株式会社(以下「リード」といいます。)が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(誇大な広告・表示、断定的判断の提供)をしていたことを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_211119_0001.pdf>

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/>

**■***NEW***健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案に関する意見**

**募集について　2021/11/19**

**令和3年11月19日(金)から同年12月18日(土)まで(郵送の場合は同日必着**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026681/>

**■株式会社エムアンドエムに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について**

**2021/11/18**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026650/>

　消費者庁は、本日、株式会社エムアンドエムに対し、同社が供給する「ファイラマッスルサプリHMB」と称する食品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

　株式会社エムアンドエムに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211118_1.pdf>

**■高齢者の事故を防ぐために　2021/11/17**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_055/#wearing\_clothes](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/%23wearing_clothes)

料理中のこんろの火が袖口に燃え移るなど、何らかの火源から身に着けている衣類に着火する着衣着火により毎年約100人の方が亡くなっています。そのうち8割以上が65歳以上の高齢者です。また、消費者庁・独立行政法人国民生活センターに寄せられた着衣着火の事故情報のうち、約6割が入院を必要とする事故でした。

これから寒くなり、ガスこんろでの鍋料理やストーブなどの暖房機器等で火を扱う機会が増えることが予想されますが、空気の乾燥により火災が発生しやすい季節です。火を扱う際は、以下のことに注意して着衣着火を防ぎましょう。

火に近づきすぎないようにしましょう。手を伸ばしたり、かがんだりすると、意図せず体が火に接近する可能性があります。

火力の調節とこまめな消火を心掛けましょう。調理の際は、炎が鍋底からはみ出さないように気を付けてください。「ながら掃除」などはせず、火のそばで作業をするときは一度消火しましょう。

服装に注意しましょう。袖口やすそが広がっている衣服、ストールなど垂れ下がるものは、火を扱う際には身に着けないようにしましょう。また、衣服の表面が毛羽立った素材は表面フラッシュ(※)にも注意が必要です。

火の周囲にも注意してください。風が吹くような場所は、着火すると燃え広がり大変危険ですまた、引火し易い液体等が付着したままの服で火に近づかないでください。

万が一、着衣着火が起きたら、脱ぐ・叩く・水をかけるなどして早急に消火してください。やけどを負った場合はすぐに水で冷やし、医療機関を受診してください。

火が接しても着火しにくい防炎製品のエプロンやアームカバーなどを使うことは、着衣着火による被害の拡大を防ぐためには有効です。特に高齢者は、燃えにくい防炎製品の着用を検討しましょう。

※衣類の生地の表面に細かい繊維が毛羽立っていると、わずかな炎が接触しただけで毛羽部分に火が着き一瞬のうちに表面に火が走る現象のこと。

消費者庁公表資料

着衣着火に御用心!毎年約100人の方が亡くなっています!-火に近づき過ぎない!火力の調節、適切な服装で事故予防-

　<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/consumer_safety_cms205_211117_01.pdf>

(別添)着衣着火に関するデータ等

　<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/consumer_safety_cms205_211117_02.pdf>

**■鳥インフルエンザに関する情報について　2021/11/15**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_012/#d211115](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_012/%23d211115)

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★生活協同組合コープこうべ「コープス ホットロール」 - 交換／回収　消費期限表示の誤表示（誤：21.11.26、正：21.11.24）　2021/11/25**

**★東京ヨーロッパ貿易「SEIJOISHII：石窯薪焼きピッツァ MARGHERITA マルゲリータ トマト&モッツアレラ」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/11/25**

**★マンゴーズ「イチゴジャム」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/11/25**

**★ベイシア（古河総和店）「たらこ、明太子」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（誤：2022年2月19日、正：2021年11月26日）　2021/11/24**

**★イオン「トップバリュ ベストプライスうどん」 - 返金／回収　アレルゲン「鶏肉」の表示欠落　2021/11/24**

**★OTOGINO「炭酸水KUOS、炭酸水KUOSプラチナラベル」 - 返金／回収　硬質異物（金属片）混入の可能性があるため　2021/11/24**

**★前田製菓「神戸メモリアルピュアショコラサンドパイ」 - 返金／回収　アレルゲン「アーモンド」の表示欠落　2021/11/24**

**★前田製菓「鳴門金時芋チョコミニパイ」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」「アーモンド」の表示欠落　2021/11/24**

**★良平堂「恵奈栗ようかん」 - 返金／回収　アレルゲン「乳成分」「大豆」の表示欠落　2021/11/24**

**★武蔵野フーズ「南瓜とクリームチーズのキッシュ」 - 返金／回収　アレルゲン「ゼラチン」の表示欠落　2021/11/22**

**★後藤孵卵場「親子丼の素」 - 返金／回収　ガラス片の混入の可能性　2021/11/22**

**★イオンサヴール「Picard マンゴーとパッションフルーツのクランブル」 - 返金／回収　アレルゲン「アーモンド」の表示欠落、「バター」表示の誤記　2021/11/22**

**★クラシエフーズ「ピスタチオカップ」 - 交換／回収　フタシール不良により密封性が保たれないため　2021/11/19**

**★ドンレミー 「やみつきチーズテリーヌ～きっとあなたも虜になる～」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/11/19**

**★Vol.「EARL GREY 41% MILK CHOCOLATE」 - 返金／回収　賞味期限が切れた商品を販売（本来の賞味期限は2021/09）　2021/11/19**

**★宍戸光子「みそ漬」 - 回収　アレルゲン「小麦」の表示欠落、添加物表示漏れ、賞味期限の誤印字（正：21.12.31）、製造所所在地の記載漏れ　2021/11/19**

**★ドール「スウィーティオ パイナップル、スウィーティオゴールドパイナップル」 - 返金／回収　自主検査により食品添加物のナタマイシンが検出　2021/11/19**

**★広島国際空港「北海道リッチミルクマリトッツオ」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：2021年12月18日、正：2021年11月18日）　2021/11/18**

**★奈良橋醸造「米糀」 - 返金／回収　異種のカビの発生　2021/11/18**

**★だんだん食品「とみぽんゆずごまドレッシング、とみぽんじゃばらゆずごまドレッシング」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」「乳成分」の表示欠落　2021/11/18**

**★アクシアルリテイリング「ビアソーセージ」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：2021年12月8日、正：2021年11月18日）　2021/11/18**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**

**■***NEW***インフルエンザ（総合ページ）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html>

**★細菌性食中毒★**

**■豊後大野市の福祉施設で食中毒　原因はウエルシェ菌　大分県が会見**

**11/22(月) 19:40配信　OBS大分放送　大分県豊後大野市**

**ウエルシュ菌**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/58dc0ff51722035beafa7af31101275365547792>

**食中毒発生状況（令和３年）　大分県豊後大野市　2021/11/17**

**ウエルシュ菌**

<https://www.pref.oita.jp/site/suishin/r3tyudoku.html>

発生場所　豊後大野市

発生月日　2021/11/17

摂食者数　２５名

患者数　８名

病因物質　ウエルシュ菌

原因食品　給食

原因施設　福祉施設

**■宮崎市の飲食店で食中毒　肉の刺身などを食べた男女２３人が症状訴える・宮崎県**

**11/24(水) 12:10配信　MRT宮崎放送　宮崎県宮崎市**

**カンピロバクター**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2e676d7ef457a48d03992a3e163e3c41c037a851>

**【20211124】食中毒の発生について　2021/11/24　宮崎県宮崎市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/public_relations/press_material/220032.html>

（事件の概要）

令和3年11月20日（土）、市内の医療機関より、下痢などの食中毒を疑う症状を呈している患者を診察し、検便の結果、カンピロバクター属菌が検出されたとの連絡が市保健所にありました。市保健所にて調査したところ、患者は令和3年11月12日（金）に職場の同僚9名で市内の飲食店を利用し、4名が腹痛、下痢などの症状を呈していることが判明しました。また、同日に同店舗を利用した別の4グループ（26名のうち19名）についても、腹痛、下痢などの症状があることが判明しました。

市保健所が行った患者の検便検査により、患者16名のうち4名からカンピロバクター属菌が検出されました。市保健所は本日、当該店舗で提供された食事を原因とする食中毒と断定し、当該店舗に対し、食品衛生法に基づき、令和3年11月24日（水）から11月25日（木）までの2日間の営業停止を命じました。

なお、入院者はおらず、患者は全員快方に向かっています。

1 発症年月日　令和3年11月13日（土）

2 発生場所　宮崎市 他

3 喫食場所　宮崎市

4 原因施設 屋号 うさぎ 2号店

5 患者数　23名（男性10名、女性13名）（24～63歳）

6 主な症状　下痢、腹痛、発熱等

7 原因食品　令和3年11月12日（金）に提供された食事

8 病因物質　カンピロバクター・ジェジュニ

9 措置

営業停止　令和3年11月24日（水）から令和3年11月25日（木）まで

※令和3年11月23日（火）から自主休業

10 その他　症状、メニュー、食中毒発生状況は別紙のとおり

**１ 食中毒有症者の症状の概要（令和３年１１月２３日１７時現在）**

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/6/4/0/0/7/5/_/640075.pdf>

・喫 食 者 ３５名(男性１７名、女性１８名）（２１～６３歳）

・患 者 ２３名（男性１０名、女性１３名）（２４～６３歳）

・入 院 なし

・喫 食 日 令和３年１１月１２日（金）

・発症年月日 令和３年１１月１３日（土）１０時００分～１１月１７日（水）２３時３０分

平均：喫食後６６時間２６分

・症 状 下痢（２３名）、腹痛（２１名）、発熱（１２名）

２ 提供されたメニュー

肉刺し盛り合わせ（炙りを含む）、ささみと茄子の和風とろろサラダ、チーズそぼろ、豚巻き半熟玉子、茶碗蒸し、海老マヨ、せせりの炭火焼き、お寿司、デザート、牛カツ、釜飯

３ 食中毒発生状況

令和３年中に宮崎市で発生した食中毒の状況（本件を除く）

・事件数９件 患者２１名

・カンピロバクター属菌による食中毒 事件数２件 患者１４名

※７件のうち６件はアニサキス、１件は植物性自然毒（シュウ酸カルシウム）

**■高松市の飲食店で食中毒 保健所が３日間の営業停止処分に**

**11月18日　19時31分　香川 NEWS WEB　香川県高松市**

**カンピロバクター**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/takamatsu/20211118/8030011560.html>

**食中毒が発生　2021/11/18　香川県高松市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/shokuhin/press/eisei_up20211118.files/gaiyou20211118.pdf>

１ 概要

令和３年 11 月 12 日（金）15 時頃、市内の医療機関の医師から「食中毒の疑いのある患者を診察した。

この患者のグループは、他２名も下痢の症状を呈している。」旨の連絡がありました。

この患者グループ（41～53 歳 男性４名）を調査したところ、11 月８日（月）に御坊町にある「美味しいお肉と鉄板料理の店間宮商店２」を利用しており、うち３名が下痢、発熱、腹痛などの食中毒様症状を呈し、２名が医療機関を受診していることが判明しました。

この３名の有症者に共通する食事は、この施設で提供された食事しかないこと、有症者のうち２名の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出され、有症者の症状及び潜伏期間がカンピロバクターによるものと一致したこと、有症者２名を診察した医師から食中毒患者届出票が提出されたことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、令和３年 11 月 18 日（木）から令和３年 11 月 20 日（土）までの３日間の飲食店営業の停止処分としました。

なお、入院患者はなく、全員快方に向かっています。

２ 摂食者数 ４名

３ 有症者数 ３名

４ 原因施設　美味しいお肉と鉄板料理の店 間宮

５ 献立内容 串焼き（ササミ、ズリ、ハツ、豚バラ）、牛鉄板焼き、しゅうまい、ほっけ、冷や奴など

６ 検体 調理器具等のふき取り（調理台、冷蔵庫の取っ手など 10 検体）

 従業員便（１検体）

 有症者便（３検体）

 検査機関 高松市保健所

７ 原因食品 調査中

８ 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ

９ 行政処分 令和３年 11 月 18 日（木）から 11 月 20 日（土）までの３日間の飲食店営業の停止処分

10 参考事項

今年の食中毒発生件数及び患者数（今回を除く）

１件 ２名（うち死者０名、香川県全体では ６件 86 名）

昨年の食中毒発生件数及び患者数

１件 15 名（うち死者０名、香川県全体では ７件 138 名）

**■食中毒の発生について**

 **（令和３年 11 月 17 日（水）午後５時 30 分現在） 福岡県福岡市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2785/1/1117shokuchudokunohasseinitsuite.pdf?20211119113951>

　１ 探知

令和３年 11 月 15 日（月）午前 11 時 50 分頃、東京都在住の方から早良区保健福祉センター（早良保健所）に「５人で早良区内の飲食店を利用したところ、４人が下痢、発熱、腹痛等の食中毒様症状を呈した。」との連絡があった。

２ 概要

令和３年 11 月６日（土）午後８時頃から早良区内の飲食店で鶏レバーの低温調理品等を喫食した１グループ５名のうち４名が、11 月８日（月）午前０時頃から下痢、発熱、腹痛等の症状を呈したもの。

調査の結果、早良区保健福祉センター（早良保健所）は、当該施設が提供した食事によるカンピロバクター食中毒と断定し、２日間の営業停止処分とした。

３ 症状　下痢、発熱、腹痛等

４ 摂食者数　５名

５ 有症者数　20 代男性４名

 　　※うち２名が医療機関を受診（入院者なし）。

 ※重症者はおらず、全員快方に向かっている。

６ 検査 ・・・ 福岡市保健環境研究所及び東京都で実施

有症者便 ： ４検体（２検体からカンピロバクター検出。２検体は検査中。）

従業員便 ： ３検体 食中毒菌陰性

施設ふきとり： ２検体（検査中）

参考品（鶏レバーの低温調理品）：１検体（検査中）

７ 原因施設

 (3) 屋 号：大衆酒場 やまに商店

 (4) 業 種：飲食店営業

８ 原因食品

当該施設が令和３年 11 月６日（土）に提供した食事

レバとろ（鶏レバーを低温調理したもの）、手羽先唐揚げ、やまいもフライパン、ねぎだく豚タン、ニラチヂミ、いか雲丹、おにぎり（梅、しゃけ、明太）、肉ポテサラ、牛肉塩煮込み、シーザーサラダ、枝豆、お通し（スパサラ、肉じゃが）、牛タン炙り焼き

９ 原因施設に対する指導事項

(1) 鶏肉は中心部まで十分に加熱して提供すること

(2) 調理器具等の洗浄・消毒を徹底すること

(3) 手洗いを徹底すること

10 措置処分

早良区保健福祉センター（早良保健所）は、以下の理由により、当該施設が提供した食事が原因のカンピロバクター食中毒と断定し、令和３年 11 月 17 日（水）午後６時から 11 月 19 日（金）午後６時までの２日間の営業停止処分とした。

(1) 有症者４名の共通食は、当該施設で提供された食事のみであること。

(2) 有症者４名のうち、２名の便からカンピロバクターが検出されたこと。

(3) 有症者４名の潜伏期間及び症状がカンピロバクターによる食中毒と一致すること

　

**■湯沢保健所管内で４人が食中毒　家庭内の食事が原因**

**会員向け記事 2021年11月17日 掲載　秋田魁新聞**

**カンピロバクター**

<https://www.sakigake.jp/news/article/20211117AK0033/>

**食中毒の発生について(湯沢保健所管内)　2021年11月17日 | コンテンツ番号 61427**

**秋田県湯沢市**

**カンピロバクター**

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/61427>

令和３年１１月１日（月）、湯沢保健所管内で、食中毒が発生しましたのでお知らせします。

１　発生日時：令和３年１１月１日（月）午後６時

２　喫食者数：５名

３　患者数　：４名（男性２名（３０代、１０歳未満）、女性２名（３０代、１０歳未満））

４　主な症状：下痢、腹痛、発熱

５　原因施設：家庭

６　原因食品：不明

経緯

 令和３年１１月１１日（木）午後４時４分、湯沢市内の医療機関から、カンピロバクター属菌食中毒の患者を２名治療した旨、湯沢保健所に連絡が入りました。

 湯沢保健所による調査の結果、１家族５名中４名が、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが判明し、検査により、上記患者の他１名からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたことから、家庭内における食中毒であると判断しました。

○食中毒防止のための注意喚起事項

 ・加熱調理をする場合は、中心部分まで十分に加熱（75℃60秒以上）しましょう。

 　特に、肉は十分に加熱してから食べましょう。

 ・調理や食事の前には、十分に手指の洗浄・消毒をしましょう。

 ・コロナ禍において自宅で食事を楽しむ機会が増えています。家庭内における食中毒に注意しましょう。

**■長崎市内の居酒屋で食中毒　2日間営業停止**

**2021/11/12 10:40 (JST)　長崎新聞　長崎県長崎市**

**カンピロバクター**

<https://nordot.app/831701070209073152?c=39546741839462401>

**食中毒事件の発生　2021/11/11　長崎県長崎市**

**カンピロバクター**

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/11/1636600304.pdf>

標記の件について長崎市内の飲食店を食中毒の原因施設として断定し、行政処分を行ったので下記の通りお知らせします。

１． 事件の探知

令和 3 年 11 月 3 日(水)12 時 30 分頃、市内の会社員より、「居酒屋で会食に参加した複数名が発熱、下痢症状を呈している」との情報提供を受け、探知した。

２． 事件の概要

10 月 29 日（金)夜に当該施設を利用した 1 団体の 6 名中 2 名が発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。

調査の結果、有症者 2 名の便からカンピロバクターが検出されたこと、共通食が当該施設で提供された食事(焼き鳥、ささみのたたき、唐揚げなど)のみであること等から、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定し、食品衛生法違反として営業停止処分を行った。

３． 発症年月日 1 例目 : 令和 3 年 10 月 31 日(日) 20 時

2 例目 : 令和 3 年 11 月 1 日(月) 10 時

４． 症状 発熱、腹痛、下痢など

５．有症者の状況 有症者数： 2 名　男性 2 名(2 名とも 24 歳)うち入院者 1 名

※入院者は既に退院しており、2 名とも治癒または快方に向かっている。

６． 原因施設： 朝びき焼鳥かおん

： 飲食店営業(一般食堂)

７． 原因食品 当該施設において調理、提供された食品

８． 病因物質 カンピロバクター

９． 措置状況 違 反 事 項 ： 食品衛生法第 6 条違反

行 政 処 分 ： 営業停止 2 日間 （令和 3 年 11 月 11 日～令和 3 年 11 月 12 日）

今 後 の対 応 ： 事件再発防止のため営業停止をした期間内に食品衛生監視員による従業員の衛生教育等を行う。

１０．食中毒発生状況（令和 3 年 11 月 11 日（木）現在、本件を含まず）

　

**■秋田市の居酒屋で男性２人食中毒　４日間営業停止処分**

**会員向け記事 2021年11月11日 掲載　秋田魁新聞**

**カンピロバクター**

<https://www.sakigake.jp/news/article/20211111AK0006/>

**食品衛生法違反者の公表　2021/11/10 秋田県秋田市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005368/1010019/1005563.html>

営業施設等に対する行政処分等

公表年月日　令和3年11月10日

施設の名称　居酒屋 歩 歩 歩

主な適用条項　食品衛生法第60条（改正前の食品衛生法第55条）

行政処分等の内容　令和3年11月10日から令和3年11月13日まで営業停止備考

**■高崎市食中毒発生状況　令和3年高崎市食中毒発生状況（速報）　2021/11/10**

**群馬県高崎市**

**カンピロバクター**

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011801615/>

　市内の飲食店で発生した食中毒事件について

令和3年11月5日（金）午前10時頃、高崎市民より「高崎市内の飲食店を利用した4日後に消化器症状を発症し、病院を受診したところ感染性胃腸炎と診断された。同飲食店で一緒に食事した者も消化器症状を呈している。」旨、高崎市保健所に連絡がありました。調査の結果、10月28日（木）の夜に下記施設を利用した2名中2名が、下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していることが判明し、発症者2名中2名の検便からカンピロバクターが検出されました。高崎市保健所は、患者の共通喫食が当該施設のみであったこと、患者の発症時間及び症状がカンピロバクター食中毒による症例の特徴を有していたこと、患者検便からカンピロバクターが検出されたこと、患者を診断した医師から食中毒患者届出票が提出されたことから、当該施設が提供した食事による食中毒と断定し、3日間の営業停止処分を行いました。

原因食品（推定）　焼鳥（白レバー等）

施設の名称　名称：やきとり 笑多

行政処分を行った理由

令和3年10月28日（木）に当該施設において調理提供された料理を喫食した2名中2名に対して、下痢、発熱、腹痛等を主症状とするカンピロバクターによる健康被害を生じさせたため。

行政処分の内容　営業停止　3日間（令和3年11月10日（水）～11月12日（金））

令和3年高崎市食中毒発生状況（一覧）

一覧

　

**★ウイルスによる食中毒★**

**■和食料理店の弁当食べた43人が下痢や嘔吐…全員からノロウイルス検出 市が食中毒と認定し店を営業禁止に　11/25(木) 6:18配信　東海テレビ　三重県四日市市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/369bda7e80a70768f4e109c157456a9bc2eb3fa2>

**食中毒の発生について（令和３年１１月２４日）三重県四日市市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1637648265968/index.html>

　１　概要

令和３年１１月１９日（金）、市内の事業所職員より注文した弁当を喫食した複数名が体調を崩している旨、申し出がありました。調査したところ、令和３年１１月１７日（水）の昼に市内の飲食店で調理された弁当を喫食した３グループ１０８名のうち４３名が、令和３年１１月１７日（水）から１１月１９日（金）にかけて同様の症状を呈していました。有症者に共通する食事が当該店舗で調理された弁当に限られること、有症者及び調理従事者の便並びに営業施設からノロウイルスが検出されたこと、診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設を原因とする食中毒と断定しました。なお、有症者は概ね快方に向かっています。

２　原因施設

屋　号　株式会社福祿壽総本店（ふくろくじゅそうほんてん）

業　種　飲食店営業（業態：仕出し屋、弁当屋）

３　処分について

令和３年１１月２４日（水）、上記原因施設を営業禁止処分としました。処分の解除は、市保健所の改善確認をもって行います。

４　発病状況（１１月２４日午前８時３０分現在、調査は継続中）

（１）利用者１０８名中有症者４３名（現在確認中の入院患者０名、死者０名）

（２）有症者の年齢構成（人）

　

　（３）主な症状　下痢、嘔気、嘔吐、発熱、腹痛等

５　原因食事

（１）令和３年１１月１７日（水）に調理された弁当

（２）原因物質：ノロウイルス　　原因食品は現在調査中

（３）主なメニュー

ご飯、巻き寿司、いなり寿司、天ぷら（海老、かぼちゃ、さつまいも、ししとう）、煮物（ロールキャベツ、がんも、ホタテ、しいたけ、にんじん、ふき、さといも）、刺身（まぐろ、いか、大葉）、かまぼこ、玉子焼き、豚バラ炙り焼き、酢物、海鮮シュウマイ、鶏の照焼き、鶏の唐揚げ、栗煮、錦糸卵、しぐれ煮、桜漬け、焼き魚、しょうが、キャベツ、ミニトマト、デザート（メロン、オレンジ）等

６　参考（本件を含む）



**■施設に対する行政処分等の過去情報　2021/11/7　大阪府池田市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3411/00010756/ihanshisetsu.pdf>

　公表年月日　2021/11/7

　業種　飲食店営業

　施設所在地　池田市

　違反の理由　食品衛生法第6条第3号違反

　違反の内容　食中毒

　措置状況　営業停止3日間

　病因物質　ノロウイルス

　原因食品　11月2日に提供された食事

　患者数　２３名

**★寄生虫による食中毒★**

**■食中毒公表　2021/11/19　大田区**

**アニサキス**

<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/shokuhin/etc/kouhyounitiute.files/hp.pdf>

　公表年月日　令和３年11月19日

業種等　飲食店営業

施設の名称　和食 雛菊

主な適用条項　食品衛生法第６条第三号

不利益処分等を行った理由　食中毒

不利益処分等の内容　営業停止（令和３年11月19日の１日間、生食用鮮魚介類（冷凍品を除く。）の調理及び提供に限る。）

備考

原因食品：刺身5点盛り

病因物質：アニサキス

11月11日から患者１名が腹痛を発症

**■１　飲食店営業施設等に対する不利益処分等　2021/11/19　東京都調布市**

**アニサキス**

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/ihan/kouhyou.html>

　公表年月日　211119

業種等　飲食店営業

　施設の名称　こしじ（天ぷら　いわし料理）

　主な適用条項

　　食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第６条の規定に違反するので、法第５５条を適用

※食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）附則第２条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者であるから、当該営業者に対する不利益処分については、この法を適用する。

　不利益処分等を行った理由 食中毒

不利益処分等の内容　営業停止命令（11月19日）

生食用魚介類（冷凍品を除く。）の調理、提供に限る

　備考 （11月18日現在の状況）

原因食品：当該施設で調理し、提供したシメサバ

病因物質：アニサキス

11月13日から患者1名が胸やけ、胃痛を発症

**■刺身の盛り合わせなどを食べ…　柏の飲食店で食中毒　30代男性、アニサキス摘出**

**11/19(金) 11:43配信　千葉日報　千葉県柏市**

**アニサキス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d59dcbf8bdd427cf4729e9dee2bbdd87942e6414>

**市内飲食店でアニサキスによる食中毒が発生　2021/11/18　千葉県柏市**

**アニサキス**

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/26715/hodoshiryo.pdf>

柏市長は，食中毒を発生させた施設に対し，食品衛生法に基づき，本日（11月 18 日）1 日間の営業停止を命じました。詳細は，次のとおりです。

１ 探知

令和 3 年 11 月 16 日，柏市保健所に「柏市内の飲食店を利用した後，吐き気，嘔吐の症状を呈したため，市内医療機関を受診したところ，アニサキスが摘出された。」旨の連絡が入ったことから，調査を開始した。

２ 調査結果

 柏市保健所で調査したところ，次のことが判明した。

（1）医療機関での内視鏡検査で，患者の胃からアニサキス虫体が摘出された。

（2）症状及び潜伏期間が，アニサキス症によるものと一致した。

（3）患者の喫食調査を実施したところ，原因と考えられる食事は，以下の当該施設で提供された食品に限定された。

（4）患者を診察した医師から食中毒（胃アニサキス症）の届出があった。

（5）患者の状況

 ア 喫食者数 2 名

 　　イ 患者数 1 名（男性 30 歳代）

ウ 主な症状 吐き気，嘔吐（現在は回復しています）

エ 発生日時 令和 3 年 11 月 14 日 午後 9 時頃

３ 行政処分

 調査結果から，柏市長は，以下の施設を原因とする食中毒と断定し，本日営業者に対して行政処分を行った。

（1） 原因施設

 　　　屋 号：金沢炉端 魚界人 柏駅前店

 　　　業 種：飲食店営業

（2） 原因食品 11 月 14 日に当該施設が提供した食事

 　　　参考：刺身の盛り合わせ（ブリ，イカ，マグロ，スズキ，ヒラメ，アオヤギ） 魚の煮つけ

 　　　　　　唐揚げ　お通し（自家製豆腐）

（3） 病因物質 アニサキス

（4） 違反内容 改正前の食品衛生法第 6 条第 3 号違反

市内飲食店でアニサキスによる食中毒が発生

（5）行政処分内容 食品衛生法に基づく営業停止命令

処分年月日 令和 3 年 11 月 18 日

 　　 営業停止期間 令和 3 年 11 月 18 日（1 日間）

４ 指導内容

 柏市保健所では，食中毒再発防止を目的として，営業者及び調理従事者に対する衛生教育を行う。



**■食中毒事件の発生について　2021/11/11　岩手県盛岡市**

**アニサキス**

<https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/289/1111_seikatueisei.pdf>

　　盛岡市内の医療機関から当保健所に「当院を受診した患者からアニサキスが摘出された。」との連絡があり，調査した結果，市内の飲食店で提供された食品を原因とするアニサキス食中毒と断定したことから，当該施設を食品衛生法に基づき１日間の営業停止処分としました。

１ 事件の探知

令和３年 11 月９日（火）午前 12 時 30 分頃，市内の医療機関から，当保健所に「当院を受診した患者からアニサキスが摘出された。」との連絡がありました。

２ 原因調査及び結果

当保健所で調査を行った結果，医療機関においてアニサキスが摘出されていること，原因と考えられる魚介類の生食が当該施設で提供された食品の喫食に限定されること等から，本事件が当該施設で提供された食品を原因とする食中毒であると断定しました。

(1) 発生月日 11 月８日（月）午前５時ごろ

(2) 患者数 １名（通院１名）

(3) 主 症 状 吐気・嘔吐・腹痛（なお，患者は快方に向かっている。）

(4) 病因物質 アニサキス

(5) 原因食品 施設が 11 月７日（日）に提供した刺身（サンマ,マグロ）

(6) 原因施設 盛岡市保健所管内の飲食店　名 称 ：喰い処かかし屋分店

３ 保健所の措置

 　　盛岡市保健所は，原因施設の営業者に対し，11 月 11 日（木）の１日間，食品衛生法に基づき営業停止の行政処分としました。

４ 注意喚起

アニサキスは，アジ，サバ，イワシ，サンマ，イカ，タラなどに寄生する２～４センチの白い糸状の寄生虫で，食中毒の主な症状は激しい腹痛，嘔吐等で，発症はほとんどが８時間以内，予後は良好です。加熱又は 24 時間以上の冷凍で死滅するので，市民の方へ情報提供くださるようお願いします。

**★自然毒による食中毒★**

**■「シキミ」で食中毒 「ハッカク」と勘違い 　岡山・新見の10代男性、けいれんや嘔吐**

**11/24(水) 21:46配信　山陽新聞デジタル　岡山県新見市**

**植物製自然毒　シキミ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7fd3872e0b6f18185ec95b00f725851d531ab0de>

**お知らせ　有毒植物による食中毒が発生しました　2021/11/24　岡山県新見市**

**植物製自然毒　シキミ**

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/305264.pdf>

令和３年１１月２２日（月）、備北保健所へ、「知人から八角（トウシキミの実）をもらい、自宅で調理し家族で喫食したところ、１名がけいれん等の症状を呈した」との相談がありました。

同保健所の調査により、当該品は八角ではなくシキミの実であり、同所管内の１家族４名が１１月２０日（土）１８時から１９時頃に喫食し、内１名は翌２１日（日）１０時半から１１時頃にシキミの実を含めて喫食したところ、この１名が同日１５時頃からけいれん、嘔吐等の症状を呈していたことが判明しました。なお、患者の容態は回復しています。

発症の状況がシキミの有毒成分による中毒症状と類似していること、また、患者を診察した医師からの食中毒届出があったことから、同保健所はシキミの実を八角と誤って喫食したことによる食中毒と断定しましたのでお知らせします。

なお、県としては次の内容について、啓発を進めてまいります。

　　　記

１ シキミには、有毒成分のアニサチンが含まれており、実には有毒成分が特に多いとされています。誤って食べた場合、通常１～６時間の潜伏期間の後に嘔吐、下痢、意識障害、けいれん等を引き起こす場合があります。

２ シキミは、ハナノキ、シキビとも呼ばれる常緑樹で、秋から冬にかけて星形の実をつけます。シキミの実は、中華料理等に使用される八角と間違えやすいので注意が必要です。

３ 有毒な植物による食中毒が起こらないように、

食用と確実に判断できない植物は、

1. 採らない
2. 食べない
3. 売らない
4. 人にあげない

ようにしましょう。

**■行政情報追加　自家栽培シイタケのつもりが…鍋で一家5人が食中毒　原木に毒キノコ「ツキヨタケ」が自生**

**11/18(木) 8:00配信　福井新聞ＯＮＬＩＮＥ　福井県福井市**

**植物製自然毒　ツキヨタケ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/db25a3db214ccded522e7d887621e1679d8d645d>

**植物性自然毒（ツキヨタケ）による食中毒が発生しました　2021/11/17**

**植物製自然毒　ツキヨタケ　福井県福井市**

[https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/eisei/syokuhin/p020749\_d/fil/211117\_tukiyotake.pdf](https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/eisei/syokuhin/p020749_d/fil/211117_tukiyotake.pdf%20)











**★化学物質による食中毒★**

**★細菌による感染症★**

**■腸管出血性大腸菌感染症が発生しました　令和３年１１月２２日　岡山県**

**感染症　腸管出血性大腸菌O157**

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/750586_6890191_misc.pdf>

　発生場所　美作保健所勝英支所管内

患者 １名（男、２０歳代）

発症年月日 令和３年１１月８日

速報年月日 令和３年１１月２２日

措置　その他

○患者は、１１月８日から腹痛、水溶性下痢、血便の症状があった。

○１１月１２日に医療機関を受診し、検査したところ、１１月１８日にベロ毒素産生性腸管出血性大腸菌Ｏ１５７による感染症と確認されたため、１１月１９日に届出があった。

○現在、症状は回復している。

○接触者については、現在調査中である。

備 考

患者等累計（本件を含む）

 　本年 ７８名 （岡山市３７名、倉敷市２１名を含む）

（参考） 昨年 １０２名

**★ウイルスによる感染症★**

**■甲府市の保育所で１７人おう吐や下痢 ノロウイルス集団感染**

**11月19日　19時28分　山梨 NEWS WEB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kofu/20211119/1040015061.html>

**■（速報）感染性胃腸炎患者の集団発生について　2021/11/18　北海道**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/0/0/6/8/7/_/031118-05ityou.pdf>

　留萌保健所　保育所：16名　ノロウイルス

　1.発生の探知　2021/11/１7に留萌保健所管内の保育所から、複数の園児及び職員がおう吐、発熱などの症状を呈している旨、同保健所に通報があった。

　2.発生の概要

　　岩見沢保健所管内の保育児をの園児13名及び職員3名の計16名が、11月7日から11月17日にかけておう吐、下痢。発熱などの症状を呈し、うち8名が医療機関を受診した。（入院したものはいない）

　3.現在の状況　11月17日現在、症状は回復もしくは快方に向かっている

　4.経過

　　11月7日～11月17日　おう吐、下痢、発熱などの有症者発生

11月15日　保育所から保健所に通報

11月10日　保健所において有症者5名の便を検査した結果、全員からノロウイルスを確認

　5.感染経路　現在調査中

**■留萌保健所管内の保育所でもノロウイルス集団感染か**

**11月18日　19時45分　北海道 NEWS WEB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20211118/7000040342.html>

**■ノロウイルス"集団感染"か…旭川市内の保育所で12カ所目 保健所は手洗いの徹底などを呼び掛け　11/17(水) 7:21配信　北海道ニュースUHB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/43126240f0abf3025113631cad170458fa7d4be5>

**■こども園で２３人がおう吐や下痢 ノロウイルス検出 一関市**

**11月16日　17時42分　岩手 NEWS WEB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/morioka/20211116/6040012585.html>

**★その他の感染症★**

**■宮古地域で初めての****レプトスピラ症の発生について　2021/11/17　沖縄県宮古地域**

**感染症　レプトスピラ症**

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/yobou/press/documents/leptospirosis_20211117.pdf>

　１ 概要

レプトスピラ症は、病原性レプトスピラという細菌の感染によって引き起こされる人獣共通感染症です。主な症状は頭痛、発熱（38℃以上）、筋肉痛・関節痛、結膜充血で、重症になると腎機能障害、黄疸などの症状が現れ、治療しないと死に至ることもあります。

レプトスピラ症が 2003 年に 4 類感染症に指定されて以来、本県ではこれまで宮古地域での感染例は確認されていませんでした＊が、今年 10 月に初めて２例報告されました。

マスコミの皆様には、本感染症の予防法、早期受診及び医師への状況説明等の周知についてご協力いただきますようお願いします。

＊1995 年に、海外での感染が疑われ宮古地域で発症・診断された事例 1 件あり

令和 3 年に宮古地域で発生したレプトスピラ症情報 (令和 3 年 11 月 17 日現在)

　

　２ レプトスピラ症に感染しないために

病気の原因となるレプトスピラ菌は、感染したネズミやマングース等の野生動物の尿中、もしくは、それらの野生動物と触れ合って感染した家畜（牛、豚等）、ペット（犬、猫等）の尿中に存在します。

人は尿に汚染された水（淡水）や土壌に触れたり、感染している野生動物に触れる・噛まれるといったことにより感染します。

そのため、

１．捕獲したネズミなど野生動物との素手での接触を避け、噛まれないように注意する。

２．農作業など野外活動をする際は、長靴や手袋を使用し、土や水との直接的な接触を避ける。

３．皮膚に傷がある場合は、河川での遊泳を控える。

４．河川や滝などの生水はそのまま飲まない。

５．家畜（牛、豚等）やペット（犬、猫等）の尿に触れた場合は、しっかり手洗いを行う。

といった予防対策を心がけることが重要です。

また、野外活動やネズミの捕獲をした後、３～14 日以内に突然の頭痛、発熱、筋肉痛の症状がでたら、すぐに医療機関を受診し、その活動状況を医師に伝えることがレプトスピラ症診断の重要なポイントになります

**★違反食品★**

**★その他関連ニュース★**

**■【ノロウイルス感染症】保育所登園の目安と症状について 登園再開後もウイルスが排出されるため注意　11/26(金) 7:00配信　感染症・予防接種ナビ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a251adce6c9b099414ce4f8987f881fbd3c16686>

**■【感染症情報】感染性胃腸炎が3週連続で増加 - RSウイルス横ばい、ヘルパンギーナ3週連続減少　11/24(水) 15:15配信　医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2753be2929eedcd912b084659c9d9a475661dd7c>

**■インフルエンザ、16都道府県から計28人の報告 - 厚労省が8－14日の1週間の発生状況を公表　11/19(金) 15:15配信****医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8faec1ddddbfa8e48d2f81cf7f0bf36ab89e2db2>

**7.** **[新型コロナウイルス情報](#新型コロナウイルス情報)**

**★新型コロナウイルス特集データ★**

**新型コロナウイルス情報はホームページに移行しました**